

奄美市役所インターンシップ要綱

奄美市では、学生の皆さん市における就業体験の機会を提供し、職業意識の向上及び市政に対する理解を深めていただくことを目的として、インターンシップを実施しています。

1. 目的

職場体験を通じて、自らの能力を見極めるとともに本市の市政に対する理解を深めていただく

2. 対象

教育機関(高校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学)の学生

3. 実施時期

令和8年8月10日～9月30日 実習期間は、原則として5日以内とする。

実習時間については、市の職員の勤務時間の例によるものとする。

4. 報酬・交通費等

報酬、手当、交通費等のその他一切の金品は支給しません。

5. 保険への加入

学生及び教育機関は、インターンシップ期間中の災害・事故等に備えて、傷害保険及び賠償保険に加入するものとします

6. 受入部署の一覧

個別の受入部署、主な事務内容等については、添付ファイルの「インターンシップ受入部署一覧表」をご確認ください。

7. 申込方法

【インターンシップ希望の学生の皆様】

別記第1号様式を作成し、在籍する教育機関の担当者へデータでご提出ください。

【教育機関のご担当者様】

学生から提出された【別記1号様式】を【教育機関担当者記入欄】に記入のうえ、下記提出先へデータでご提出ください。

教育機関は、奄美市から学生のインターンシップ受入決定を通知された後、インターンシップの受入10日前までに下記の書類を下記の総務課メールアドレスへ提出しなければならない。

- ・【別記第3号様式】誓約書
- ・傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し

○提出先のメールアドレス⇒somu@city.amami.lg.jp

奄美市役所 総務部 総務課 職員係宛

9. 服務

- (1) インターンシップ生は、市職員の指示に従い、インターンシップ実施時間中はインターンシップに専念しなければならない。
- (2) インターンシップ生は、インターンシップ期間中は、市職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。
- (3) インターンシップ生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) インターンシップ生は、インターンシップ上知り得た秘密を漏らしてはならない。インターンシップ実施期間終了後も、同様とする。

10. インターンシップ期間における事故責任等

- (1) 教育機関及びインターンシップ生は、インターンシップ実施期間における事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、インターンシップ中及びインターンシップ先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- (2) 市は、インターンシップ受入先での安全確保に当たることとし、インターンシップ実施期間中における事故に関しては、教育機関及び実習生の責任において対応しなければならない。ただし、市に責めのある場合はこの限りでない。
- (3) インターンシップ生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及びインターンシップは、市に対しその損害を賠償しなければならない。

11. 誓約

インターンシップ生は、誓約書により確約しなければならない。また、教育機関はインターンシップ生に対しこの誓約の遵守について指導しなければならない。

12. 実習の中止

次の場合は、実習を中止する。

- (1) インターンシップ生が服務に従わなかったとき。
- (2) インターンシップ生が正当な理由なく、就業体験に参加しないとき。
- (3) 市の業務に支障をきたすと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他インターンシップを継続することが困難な事由が生じたとき。

13. 報告

学生は、インターンシップ終了後、1 か月以内に大学等で定められた報告書を市長へ提出する

14. その他別に定める事項

この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和 8 年 7 月 21 日から施行する。